

古牧地区住民自治協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、古牧地区住民自治協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、古牧地区の住民相互間の交流と親睦を図り、住民の積極的な運営参加により、豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地区住民の健康と福祉の増進、文化教養の向上及びレクリエーション等の実施に関すること。
- (2) 地区住民相互の情報交換及び交流・親睦に関すること。
- (3) 生活環境の保持と改善向上に関すること。
- (4) 人権啓発と青少年の健全育成に関すること。
- (5) 防災・防火・防犯に関すること。
- (6) 交通安全に関すること。
- (7) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、古牧地区内の住民及び事業所とする。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、長野市立古牧公民館内に置く。

(会費)

第6条 本会の会費は、第2条の目的を達成するため、区が負担金として、総会で定める金額を納入する。

第2章 組織

(組織)

第7条 本会に、総会、企画調整委員会、役員会及び部会、部、事務局、各種団体を置く。

2 本会に、相談役、顧問及び参与を置くことができる。

3 本会の組織は、別表のとおりとする。

(総会)

第8条 本会の総会は最高議決機関であつて、会長、副会長、部会長、部長、副部長、部員、防災指導員及び各種団体長をもって構成し、これらを評議員という。

2 総会は、次の事項を評議決定する。

- (1) 事業計画及び予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算の承認に関すること。
- (3) 部会及び部の新設並びに改廃に関すること。
- (4) 各区の負担金に関すること。
- (5) 役員活動事務費等に関すること。
- (6) 各種団体の承認に関すること。
- (7) 役員（区長を除く。）及び監事の選任に関すること。
- (8) 会則の制定及び改廃に関すること。
- (9) その他基本的事項及び重要事項に関すること。

(企画調整委員会)

第9条 本会の企画調整委員会は、総会に次ぐ議決機関であつて、会長、副会長、部会長、区長及び部長をもって構成する。

2 企画調整委員会は、次の事項を行う。

- (1) 総会に付議する事項に関すること。
- (2) 総会に付議する事項以外の次の事項を行う。
 - (ア) 長野市との協働に関する年度協定書の締結に関すること。
 - (イ) 公募部員の選任に関すること。
 - (ウ) 有識者部員の選任に関すること。
 - (エ) 表彰及び慶弔に関すること。
 - (オ) その他重要事項に関すること。

(役員会)

第10条 本会の役員会は、会長、副会長、部会長及び区長をもって構成する。

2 役員会は次の事項を行う。

- (1) 企画調整委員会で審議すべき案件を事前に検討し、調整等を行う。
- (2) 企画調整委員会がやむをえない事情により開催できない場合は緊急案件について審議し、執行できることとする。ただし、事後に企画調整委員会に報告しなければならない。

(部会及び部)

第11条 本会の部会及び部は、次による。

- (1) 部会は所属する各部によって構成する。
- (2) 各部は区選出部員、事業団体代表者部員、公募部員及び有識者部員によって構成する。ただし、それぞれの部員の選任は別に定める細則による。
- (3) 各部の部長、副部長の選任及び任務は別に定める細則による。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、次によることとする。

- (1) 事務局は、事務局長及び事務員で構成する。
- (2) 事務局は、事業運営に関わる会計及び庶務に関する業務を取り扱う。
- (3) 事務局長及び事務員の任務は別に定める細則による。

(各種団体)

第13条 本会の各種団体は、本会の事業目的に沿った活動団体であると認められる団体に限ることとする。

- 2 新設団体の承認は、各種団体活動承認申請書（別記様式）により企画調整委員会の審議、議決を経て総会の承認を得ることとする。

(相談役及び顧問、参与)

第14条 本会の相談役、顧問及び参与は、次による。

- (1) 相談役は会長の諮問に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。
- (2) 顧問、参与は会長の求めに応じて会議に出席し、助言をすることができる。
- (3) 相談役、顧問及び参与は企画調整委員会の同意を得て会長が委嘱する。

第3章 役員

(役員)

第15条 本会は、次により役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 部 会 長 各部会 1名
- (4) 区 長 1 2名

(役員の任務)

第16条 本会の役員の任務は、次によることとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその任務を代行する。ただし副会長は、部会長を兼務することができる。
- (3) 部会長は、部会に所属する各部の事業計画及び予算計画のとりまとめ並びに部会間の事業調整等を行い、部会事業を執行する。
- (4) 区長は、区の代表者として本会の事業運営に参画し、本会と区の連携を図る。

(役員の選任)

第17条 本会の役員（区長を除く。）の選任は、次によることとする。

- (1) 企画調整委員会の中に選考委員会を設置する。なお、選考委員の選出は別に定める細則による。

- (2) 選考委員会は、各部の推薦意見等を参考にして選考案を作成し、企画調整委員会に付議する。
- (3) 企画調整委員会は、選考委員会から付議された選考案を審議、議決を経て総会の承認を得る。

(役員任期)

第18条 本会の役員任期は、次によることとする。

- (1) 会長、副会長及び部会長の任期は1年とする。ただし再任は妨げないが、4年を超えることはできない。
- (2) 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 任期満了の役員は、後任者が就任するまでその職務を行う。
- (4) 区長の任期は、区の区長の職にある期間とする。

(役員活動事務費等)

第19条 本会は、役員活動事務費等を支給することができる。

2 役員活動事務費等は会計規則によることとする。

第4章 監査

(監査)

第20条 本会の会計及び事業運営の執行状況を監査するため、監事を置く。

- (1) 監事は2名とする。
- (2) 監事は必要に応じて本会から助成金を受ける各種団体の監査を行う。
- (3) 監事の選任は、選考委員会において評議員以外の会員から選考し、企画調整委員会の同意を経て総会の承認を得る。
- (4) 監事の任期は2年とする。ただし再任は妨げないが、4年を超えることはできない。
- (5) 監事は必要により、各種会議に出席し意見を述べるができる。

第5章 表彰・慶弔

(表彰及び慶弔)

第21条 本会の表彰及び慶弔は、企画調整委員会の議決を得て行うことができる。

第6章 会議・招集・会議の成立等

(会議・招集・会議の成立等)

第22条 本会の会議は、次によることとする。

1 会議

- (1) 定例総会は毎年1回開催する。

- (2) 臨時総会は会長が必要と認めた場合、または評議員の3分の1以上の請求があった時は、開催しなければならない。
- (3) 企画調整委員会は必要に応じて開催できる。
- (4) 役員会は必要に応じて開催できる。

2 会議の招集

定例総会及び臨時総会、企画調整委員会、役員会は、会長が招集を行う。

3 会議の成立

- (1) 会議は、招集した構成員の出席者とその権限行使を他の構成員に委任した委任状の数が過半数以上により成立し、会議の議事は出席者の過半数によって決する。ただし可否同数の場合は議長がこれを決めることができる。
- (2) 会議に出席できない構成員は、その権限行使を他の構成員に委任することができる。ただし受任者の特定がない場合は、会議の議長に委任したものとみなす。

4 議長

- (1) 総会の議長は、総会に出席した評議員の中から選出する。
- (2) 企画調整委員会及び役員会の議長は、出席した構成員の中から会長がその都度指名できる。

5 議事録

会議の議事については議事録を作成する。

6 書面協議

- (1) 第10条第2項第2号及び前各項の規定にかかわらず、会長はやむを得ない事情により第1項に定める会議を開催できないと認める場合は、同項の総会、企画調整委員会又は役員会のそれぞれの構成員に対して、それぞれの協議事項に係る事項について、同項に定める会議の開催に代えて書面による協議等を求めることができる。
- (2) この場合において、当該協議等に係る議事は、同項の総会、企画調整委員会又は役員会のそれぞれの構成員の書面表決書の過半数によって決し、可否同数の場合は会長がこれを決することができるものとする。

第7章 会計

(経費)

第23条 本会の経費（事業運営費）は、負担金、交付金、補助金、その他の収入をもって充てることとする。

2 本会と各区の役割分担による経費配分は、企画調整委員会において定める。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査報告)

第25条 本会の監事は、会計年度終了後に会計監査を行い、総会に報告する。

第8章 その他

(雑則)

第26条 本会の会則に定めるもののほか、事業運営に必要な事項は、企画調整委員会で定め、総会の承認を得ることとする。

- (附則)
1. 本会の会則は、平成19年 3月18日から施行する。
 2. 本会の会則は、平成22年 4月 1日から改正施行する。
 3. 本会の会則は、平成23年 4月 1日から改正施行する。
 4. 本会の会則は、平成24年 4月 1日から改正施行する。
 5. 本会の会則は、平成25年 4月 1日から改正施行する。
 6. 本会の会則は、平成26年 4月 1日から改正施行する。
 7. 本会の会則(別表)は、平成28年4月24日から改正施行し、改正後の規定は平成28年4月1日から適用する。
 8. 本会の会則は、平成31年4月21日から施行し、改正後の規定は平成31年4月1日から適用する。
 9. 本会の会則は、令和2年4月27日(書面議決の日)から施行し、改正後の規定は令和2年4月1日から適用する。
 10. 本会の会則は、令和3年4月26日(書面議決の日)から施行し、改正後の規定は令和3年4月1日から適用する。
 11. 本会の会則は、令和4年4月25日(書面議決の日)から施行し、改正後の規定は令和4年4月1日から適用する。
 12. 本会の会則は、令和5年4月22日から施行し、改正後の規定は令和5年4月1日から適用する。
 13. 本会の会則は令和6年4月20日から改正施行する。
改正後の第7条3項の規定は令和6年4月1日から適用する。
 14. 本会の会則は令和7年4月19日から改正施行する。
改正後の第7条3項の規定は令和7年4月1日から適用する。